北海道外において実施される法定講習の受講及び宅地建物取引士証の交付手続について

北海道知事の登録を受けた宅地建物取引士が、北海道外に居住しており、また、当該居住の都府県に登録移転していない場合、居住している都府県等が指定する法定講習を受講することにより、北海道知事登録の宅地建物取引士証の交付（更新）申請をすることができます。

１　道外法定講習受講承認申請手続きについて

①　現在の住所や氏名と取引士の登録内容が異なっている場合（同じ場合は②へ）

登録している総合振興局・振興局建設指導課へ「宅地建物取引士資格登録簿変更申請」を行ってください。

なお、登録内容がわからないときは、ご自分の登録している総合振興局・振興局建設指導課へお問い合わせください。ご自分の登録している総合振興局・振興局は、宅地建物取引士登録番号の頭書に記載されています。（石狩、上川、渡島など）

※総合振興局・振興局の連絡先は、次のホームページの一覧をご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/shicho/

②　現在の住所や氏名と取引士の登録内容が同じ場合

受講しようとする都府県の法定講習実施団体に対し、北海道知事登録の取引士が受講できるか事前に確認し、事前承諾を得てください。

③　承諾が得られたときは、次の必要書類を北海道建設部住宅局建築指導課に提出（郵送可）してください。

【必要書類】

・道外法定講習受講承認申請書　１部

・顔写真　１枚　申請書に貼付

カラー縦3㎝×横2.4㎝、申請から6ヶ月以内に撮影したもの

（無帽、正面、上三分身、無背景の写真とし、ポラロイド、光沢紙

でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可とする。）

・返信用封筒（定形かつ重さ２５ｇ以内の郵便料金に相当する郵便切手を貼付、表面に返送先住所、申請者名を明記）

【道外法定講習受講承認申請のお問い合わせ先・提出先】

〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道建設部住宅局建築指導課管理指導係

（℡０１１－２０４－５５７５）

北海道外において実施される法定講習の受講及び宅地建物取引士証の交付手続について

＊受講承認承諾書受理後（１　道外法定講習受講承認申請手続きについて④以下）

④　返送された「道外法定講習受講承認書」を持って、受講しようとする講習実施団体に申込みをしてください。

⑤　法定講習受講後、講習実施者に「道外法定講習受講証明書」に証明（記名押印）をもらってください。

２　取引士証交付（更新）申請手続きについて

当該都府県の法定講習を受講した後、**公益社団法人北海道宅地建物取引業協会、**または**公益社団法人全日本不動産協会北海道本部**へ、次の書類を提出してください。

なお、現在お持ちの取引士証が失効する前に新しい取引士証の交付を希望する場合は、早めに交付申請の手続きを行ってください。（現取引士証の有効期限までの期間が短いときは、申請者の申請時期や当該宅建協会の事務処理の都合等により、現取引士証の有効期間と新取引士証の有効期間が連続した期間にならないことがあります。ご注意ください。）

【必要書類】

・宅地建物取引士証交付申請書
・道外法定講習受講証明書
・顔写真　２枚（うち１枚は交付申請書に貼付）
　カラー縦3㎝×横2.4㎝、申請から6ヶ月以内に撮影したもの
　（無帽、正面、上三分身、無背景の写真とし、ポラロイド、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可とする。）
・返信用封筒（定形かつ重さ２５ｇ以内の郵便料金及び簡易書留料金に相当する郵便切手を貼付）
・北海道収入証紙　４，５００円分

【宅地建物取引士証交付申請のお問い合わせ先・提出先】

〒003-0001　北海道札幌市**白石区東札幌**１条１丁目１－８
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会
（℡０１１－６４２－４４２２）

又は

〒064-0804　北海道札幌市中央区南４条西６丁目１１－２
公益社団法人全日本不動産協会北海道本部
（℡０１１－２３２－０５５０）

別記第48号様式

道外法定講習受講承認申請書

年　　月　　日

北 海 道 知 事　様

宅地建物取引業法第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習について、北海道外で開催される法定講習を受講したいので、承認願います。

申請者	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　名		生年月日	年　月　日	写　真 （縦3cm×横2.4cm）
	住　所	〒			
	電話番号	ー　　ー	登録番号	北海道知事（　）第　　号	
北海道内の講習を受講できない理由					
居　所	〒				
従事する宅地建物取引業者名称					
講習受講予定団体	所在地			受講予定日	
	名　称			年　月　日	

（ 切 り 取 ら な い こ と ）

道外法定講習受講承認書

上記の者は、北海道知事が、　　知事の指定した講習を、宅地建物取引業法第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習として受講を認めた者です。

令和　　年（　　年）　　月　　日

北海道知事　　鈴 木　直 道

（ 切 り 取 ら な い こ と ）

道外法定講習受講証明書

上記の者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習を修了したことを証します。

年　　月　　日

講習実施者　　印